

第3章

災害対策本部の設置と活動



支部災害対策本部の設置と体制整備

■災害対策本部の立ち上げまで

6月29日9時頃に発生した台風第7号により、7月5日昼頃から夕方にかけて、広島市では雨が強まり、土砂災害と洪水の危険性が高まっていた。

広島県は、庄原市に最初の土砂災害警戒警報が発表されたことを受け、7月5日17時15分に災害対策本部を立ち上げ、保健医療活動の総合調整を行うため、「保健医療調整本部」を設置した。

広島県支部では、高知県支部から災害対策本部の設置の報告を受けていたが、この段階では自宅待機の態勢を取っていた。

明けて6日9時27分に「日本赤十字社広島県支部救護業務計画」に基づき、支部事務局長を本部長とする災害警戒本部を設置し、第5ブロック代表支部としてブロック内各県支部の状況、救援物資の配布可能状況の情報収集を行うとともに、管内施設には救護班派遣準備を要請した。

11時12分頃、広島県から県内で被害発生の情報提供があり、ブロック内各県支部からも情報が集まっていた。こうした状況から、17時をもって災害警戒本部を災害対策本部に移行したが、この段階では事業課職員1名の支部待機であった。

■災害対策本部設置後

災害対策本部設置直後の17時10分、福岡県、佐賀県、長崎県に大雨特別警報が発表された。後に中国地方にも同じく特別警報が発表されることが懸念された。市内各区には次々と災害対策本部を設置した旨の防災情報メールが到来した。19時40分には鳥取県、岡山県、広島県にも大雨特別警報が発表された。

20時52分、広島県健康福祉局医療介護計画課から、県立広島病院DMATを救助現場に派遣したとの連絡を受け、事業係長は「発災した」との認識から、帰宅した職員数名に参集を要請した。

21時過ぎには、参集した事業課長と事業係主任が情報収集など本部対応に当たり、広島県健康福祉局医療介護計画課内にDMAT調整本部が設置されたことから、事業係長（コーディネータスタッフ）をリエゾンとして派遣した。

さらに、22時50分にはDMAT調整本部から活動拠点となる安芸消防署への参集要請があり、広島赤十字・原爆病

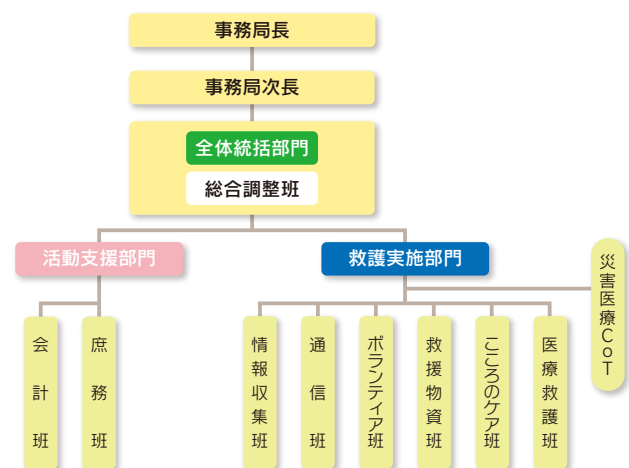
院DMATが出勤することとなった。支部災害対策本部は、本部長の指示で、災害対策本部要員1名を帯同させることとした。

この間、岡山県でも災害が発生しており、広島県支部災害対策本部は第5ブロック代表支部としての業務と支部災害対策本部体制構築のため、県内を含む第5ブロックの被害状況の把握と地区・分区からの救援物資の搬送要請に伴う赤十字防災ボランティアの確保に奔走した。

■災害対策本部等標準体制要綱に基づく体制整備

広島県支部では、平成30年4月11日に施行された「日本赤十字社支部災害対策本部等標準体制要綱」に基づき、災害対策本部を立ち上げた。本部長を事務局長、副本部長を事務局次長とし、全体統括部門長を事業課長、総合調整班に事業係長、事業係主任を配置し、下図のとおりとした。

[支部災害対策本部組織図]



■災害対策本部の運営

9日の朝までにはブロック内の救護班に係る初動応援体制、支部災害対策本部への支援要員派遣調整などが整い、8時55分から第1回目の災害対策本部会議を開催した。原則として朝夕2回開催し、同日の決定事項、被災状況の報告、翌日の行動計画、当面の支部職員の勤務体制などについて情報共有を行った。

また、被災地、広島県および防災関係機関、第5ブロック各県支部からの緊急連絡などに対応するため、救護班の派遣が終了する8月3日まで、夜勤体制を敷いた。夜勤明け

で担当者が不在になる場合は、支部職員が交代で各班を担当するとともに、第5・第6ブロックの支部支援要員がカバーし、体制を維持することができた。



第1回災害対策本部会議の様子(7月9日)

■赤十字への救護班派遣要請と活動地域

7月7日、支部災害対策本部は、広島県から救護班の派遣要請を受けた。この時点では、広島県はDMAT調整本部による県外DMATの参集や二次保健医療圏単位でのDMAT活動拠点本部の設置など、超急性期対応に迫られていた。

7月8日には、県内の医療関係団体による医療救護班の派遣調整について、広島県・広島市・広島県医師会と日赤により会議を開催し、現状と今後の対応について情報共有を行った。これにより、支部災害対策本部は、救護班を安芸郡坂町へ派遣した。

9日には三原市本郷地域が浸水し、避難所に500人以上の避難者が集約されるとの情報があり、支部災害対策本部は、三原市への派遣要請に基づき、救護班を派遣することを決定した。

10日には被害の状況がメディアを通して明らかになり、支部災害対策本部は、広島市安芸区、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、江田島市についても救護所などの開設状況、医療ニーズについて照会を行った。

11日には呉市への救護班の派遣要請があったことから、赤十字救護班はこの3市町を活動地域として救護活動を展開した。

■医療救護班調整本部での情報収集

7月6日のDMAT調整本部へのリエゾン派遣以降、同本部を引き継いだ医療救護班調整本部は、本部の下部組織として救護業務に従事する保健医療関係団体の代表者が一堂に会し情報共有を行うクラスター会議(保健医療活動連携会議)を8月17日まで毎日開催した。支部災害対策本部では毎回職員を派遣し、「こころのケア」班活動期間には、同班も出席するなどして、他団体の動きや被災者ニーズの把握に努めた。また、クラスター会議終了後は、医療救護班調整本部から日々送られる情報を、本社・「こころのケア」班に情報共有した。

■救護班からの定時報告と情報共有

7月8日からの安芸郡坂町への救護班派遣以降、すべての救護所から、被災地での活動状況、医薬品などの医療ニーズについて報告を求めることとした。救護所から支部災害対策本部への定期報告時間を10時、13時、16時とし、支部災害対策本部から広島県医療救護班調整本部の日赤災害医療コーディネーターに11時、14時、17時に報告するとともに、クラスター会議資料として当日の救護班活動実績と翌日の活動予定を日々情報提供した。

また、9時、13時、17時には本社・第5ブロック各県支部、および管内施設あて、経時記録(クロノロジー)と支部災害対策本部議事録を送信した。

■支部災害対策本部支援要員と看護職の配置

広島県支部災害対策本部では第5ブロック内の申し合わせにより、支援支部と受援支部をあらかじめ設定し、発災時に速やかに人員を確保できるよう計画していた。しかし、第5ブロック管内の岡山県、広島県、愛媛県で同時多発的に災害が発生し、災害対策本部支援要員に不足を生じたため、広島県支部災害対策本部は、本社に支援を要請し、第6ブロックから支援要員の派遣を受けることとなった。

救護班の派遣期間中、7月8日から8月3日までの間、延べ18名が59日間にわたり、支部災害対策本部を支援した。

また、7月19日以降、医療ニーズを分析するため、広島赤十字・原爆病院の看護職を支部災害対策本部支援要員として配置し、救護班へのブリーフィング・デブリーフィングを主導した。

支部災害対策本部の活動

■日赤災害医療コーディネーターの派遣

7月10日、本社から、広島県DMAT調整本部への早期介入提案を受け、支部災害対策本部は広島赤十字・原爆病院の有馬副院長の派遣を決定した。有馬日赤災害医療Coは、広島県DMATの活動収束に伴う医療救護班調整本部の立ち上げと、広島県災害医療Coと協働して全体調整を担うこととなった。広島県支部では日赤災害医療Coを被災自治体の災害対策本部に派遣し、活動する初めての事例となった。

7月11日には医療ニーズの把握と調整を行うため、広島県医療救護班調整本部とともに、救護班派遣要請のあった呉市に日赤災害医療Coを配置することを決定した。



広島県DMAT調整本部での日赤災害医療Co

■現地アセスメント調査

支部災害対策本部による現地アセスメントが可能となったのは、7月11日に主要道路が部分開通してからであった。開通直後は慢性的な渋滞が発生し、被災地の往復だけで丸1日を要する状態であった。本来であれば、初動班に帯同しての調査・分析が必要であったが、それまでは被災市町やDMAT調整本部の情報に頼らざるを得なかった。また、今後の救護班派遣要請に備え、被害の大きかった広島市安芸区、安芸郡海田町、安芸郡熊野町も調査対象とした。

被災地では、9日頃より気温が30度を超える真夏日となり、粉塵の発生などにより、避難所の周辺環境は悪化していた。

■被災者に向けたDVTスクリーニングの実施

7月13日、広島県から広島県臨床検査技師会に対し、

避難所でのDVT検診実施の可能性を打診され、有馬日赤災害医療Coの指揮のもと、日赤救護班が活動地域でスクリーニングを行うこととなった。支部災害対策本部にてスクリーニングシートを作成し、救護班要員が聞き取りを行い、災害診療記録と同様に保管管理することとした。また、スクリーニング後に企業から提供のあった弾性ストッキングを配布した。

日赤救護班のスクリーニング結果を含め、広島県臨床検査技師会は7月18日から8月5日の間、安芸郡坂町小屋浦、呉市天応地区、広島市安芸区、三原市本郷町、安芸郡熊野町で189件の検査を実施し、検査の結果、血栓保有者11人(陽性率5.8%、Dダイマー陽性者0人)、11人の被災者を医療機関に紹介したと報告されている。

■有料道路の通行料金の無料措置

災害救援にあたり、全国的高速道路(株)、道路公社などは災害派遣などに使用する車両について有料道路の通行料金の無料措置を実施した。支部災害対策本部は、窓口となった広島県危機管理監危機管理課から「災害派遣等従事車両証明書」の交付を受けるとともに、救護班などの派遣元支部に情報提供を行った。

無料措置は、7月10日から令和元年6月30日まで行われ、支部災害対策本部では131件の証明書の交付を受け、127件を行使した。

■広島県による医薬品などの供給

広島県では、「広島県災害時医薬品等供給マニュアル」を整備し、大規模災害発生時に県職員が医薬品などの供給調整・発注を行うこととしている。

今回の災害対応では、医薬品については、広島赤十字・原爆病院と広島県薬務課、診療材料については広島赤十字・原爆病院と(株)サンキとの連携により、遅滞なく被災地の救護所に届けることができた。

なお、広島県薬剤師会も被災地に薬剤師を派遣したほか、モバイルファーマシー(災害対策医薬品供給車両)を呉市、安芸郡坂町に展開し、日赤救護班などとともに活動した。

■救護班要員の宿泊施設

広島県支部は、敷地内に広島ロジスティクス・センター

を有している。

このセンターは、被災地へ向かう救護員のための情報収集や仮眠、救護活動に必要な物資の調達や補給などを目的として作られたもので、シャワーおよびトイレを完備、食事・休憩など合わせて50人程度の宿泊が可能となっている。

今回の災害では、第5・第6ブロックの救護班および支部災害対策本部支援要員延べ166名が利用した。

■災害対応により、中止になった支部事業

災害対応により、救急法などの各種講習会（8月19日開催分まで）、日本・韓国青少年赤十字交流事業、青少年赤十字広島県トレーニング・センター（小・中・高）の支部事業を中止した。



要員の宿泊施設となった広島ロジスティクス・センター

災対本部支援要員としての活動を通して



広島赤十字・原爆病院
看護副部長

柳井 佐月

【派遣期間】
7月19日～7月31日

平成30年7月豪雨災害対応における広島県支部の災害対策本部支援要員として、7月19日から7月31日まで活動した。県保健医療調整本部からの支部災害対策本部に対する医療的な情報・指示への対応を主な目的に、広島赤十字・原爆病院看護部への協力要請を受けたものであった。

発災から約2週間経過した時期であったことから、当初予測した医療的な判断を要する事案は少なかった。むしろ発災からこれまでの経過において、①県保健医療調整本部や救護所などから入ってくる医療的な情報の整理、②救護班へのブリーフィング・デブリーフィングの実施の2点が課題となっていると考え、活動期間中は①をふまえつつ、主に各救護班のブリーフィング・デブリーフィングの形を創ることとその実施を中心に行った。

また、災対本部支援要員として被災地や救護活動の現場を知ることの必要性を感じ、2日間にわたり日赤災害医療コーディネーターチームや本社の「こころのケア」調整班に帯同する機会を得た。この時期、救護活動を継続しつつも、地域で可能な医療体制の構築支援と救護活動を引継ぐ段階に入っており、経験豊富なコーディネーターによる地域のアセスメント、行政をはじめ関係機関との協議・調整、心的影響に配慮した対応など、コーディネーターに必要な能力とその実際を直接学び得たことは大変貴重な体験となった。

支援要員としての活動期間は、何が求められているのか、何ができるのか自問する期間でもあった。同時に、この2週間の活動を通し、当院の日赤災害医療コーディネーターチームに関して次の2点の課題を得ることができたと思う。

- ・日赤災害医療コーディネーターチームによる発災後早期における支援・調整活動の開始
- ・日赤災害医療コーディネーター、コーディネータースタッフの育成と運用に関する検討

最後に、活動の機会をいただいたことへの感謝とともに、赤十字施設としてこの経験を今後活かすことが、各施設からの多くの支援への恩返しになるのではと感じている。

本社における災害対応

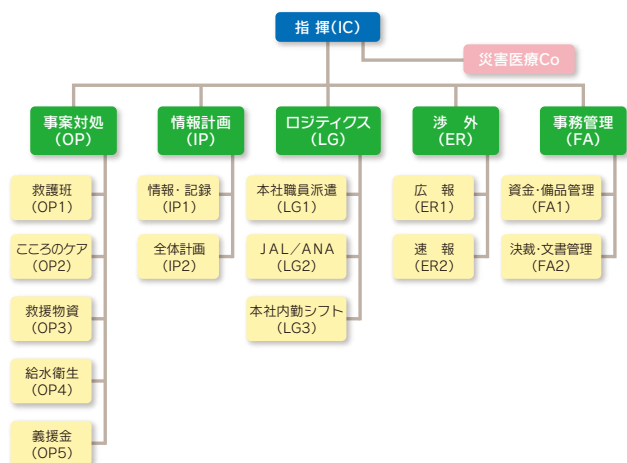
1. 本社における初動

本社は7月6日17時10分、第1次救護体制を発令し、救護・福祉部職員を中心に情報収集、連絡調整を開始した。

翌7日早朝には、広報要員として本社職員1名およびカメラマン1名を広島県支部災害対策本部に派遣することを決定するとともに、各県支部からの情報を集約し、第1報となる災害救護速報を発出した。

8日、愛媛県、高知県にも大雨特別警報が発令されたことを踏まえ、6時51分に第2次救護体制を発令し、引き続き情報収集、連絡調整に努めた。同日、救護規則第4条第3項の規定に基づく第5ブロック代表支部である広島県支部からの支援要請に基づき、岡山県支部および広島県支部への支援として、日赤災害医療コーディネートチーム、救護班、支部災害対策本部要員の派遣を速やかに決定した。

【本社救護体制、担当および業務内容】平成30年7月22日時点



2. その後の経過

7月9日 避難所の衛生対策として、日本セイフティー(株)が所有するラップポン®(簡易トイレ)の配布協力を決定。

10日 「平成30年7月豪雨災害義援金」の受付開始。

エコノミークラス症候群(静脈血栓塞栓症)対策として、岡山県に弾性ストッキングの送付を決定。

11日 高速道路の利用に伴う無料措置について、全国支部に通知。

13日 企業から無償提供いただいた経口補水液、ゴム手袋などについて避難所のニーズとマッチングを行い、配布を決定。各支部の赤十字奉仕団員が他県の災害ボランティアセンターにおいて赤十字奉仕団として活動する場合は、本社に報告するよう通知。

15日 広島県支部からの「こころのケア」チームの派遣要請があり、調整開始。18日からの派遣を決定。

17日 平成28年の熊本地震災害時と同様にANA、JALから日本赤十字社職員と赤十字ボランティアに対する無償航空券の提案があり、手続きの方法を18日にメールにて通知。

21日 呉市川尻地区における長期化する断水に伴う被災者向け物資支援事業(WATSAN、洗濯機)を決定。本社、WATSANチームによる現地アセスメントを実施。

25日 災害対応中間報告会開催。
被災者向け物資支援事業プレスリリース発出。

27日 本社収納分の義援金を10府県に送金。
台風第12号の接近により、本社派遣要員を通じ、被災地の救護班などに安全確保の周知を依頼。

31日 義援物資の申し出とのマッチングを終了。全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)が主催する全国情報共有会議に出席し、岡山・広島・愛媛の被災状況について情報提供。

8月3日 メディア懇談会を実施し、報道関係機関11社が参加。日赤の活動報告などを行った。

7日 台風第13号の接近に係る災害対応体制に関する注意喚起について、全国各支部あて事務連絡を発出。

14日 現地救護活動などの状況を踏まえ、17時をもって第2次救護体制を解除、第1次救護体制に移行し、引き続きブロック調整などを実施。

31日 広島県支部災害対策本部の解散をもって体制解除。

3. 支部災害対策本部への支援

■ 人的支援

今回の災害において、本社は被災地支部支援のため、支援要員のほか、広報活動、物的支援ニーズ調査など必要に

応じて本社職員を被災地支部へ派遣した。

本社は支部災害対策本部要員を7月9日から7月31日まで7名の職員を広島県支部に派遣した。



支援物資についての協議

■物的支援

今回のように被害が広範囲にわたる場合は、被害の程度や状況が被災地ごとで大きく異なり、また時間経過とともに必要とされる支援内容も変化する。

日本赤十字社が行う被災地支援のひとつとして、支援団体・企業などから提供される物資と被災地ニーズのマッチングを行っており、求められている支援は何か、どこで、いつまでに、どれだけといったような情報を細かく把握し、ミスマッチが起こらないよう努めている。

広島県支部災害対策本部に対する支援物資

団体・企業など	品名	数量
テルモ(株)	弾性ストッキング	1,000個
	クリーンテッシュ	500個
オンワード樺山	軍手	2,160双
ネスレ日本(株)	キットカット	2箱
	コーヒー 900ml	12本
(株)マンダム	ボディペーパー	1,000個
(株)丹青社	長期保存水	100本
	経口補水液	2,400本

※ その他三原赤十字病院では、丸石製薬(株)、(株)モレーンコーポレーション、日本イーライリリー(株)から避難所などでの衛生管理に必要な衛生材料の提供を受けた。

■海外からの救援金を財源とした救援物資

今回の災害に伴い、海外からの救援金を財源とした救援物資(タオルセット(フェイスタオル、バスタオル、タオルケット計3点))20,000セットを整備した。



支部災害対策本部に到着したタオルセット

■無償航空券の利用

7月9日、ANAグループとJALは災害時の対応をより強化することを目的として、内閣府と災害対応に関する連携協定を締結した。これにより、日本赤十字社は、被災地への人的・物的支援(血液製剤)に対し無償で航空券が提供されるなどの協力を得ることができた。無償航空券は7月末搭乗分まで提供された。

【無償航空券利用件数】

航空会社	人員	貨物
A N A	4件	12件
J A L	14件	0件
計	18件	12件

【無償航空券利用件数】

航空会社	人員	貨物
A N A	4件	7件
J A L	8件	0件
計	12件	7件

第3・第6ブロックの支援

7月7日、広島県からの救護班派遣要請を受け、広島県支部災害対策本部は、体制整備を行うとともに、日本赤十字社救護規則第4条第3項に基づく、支援要請を本社に依頼した。

本社はこの支援要請を受け、第5ブロック内で甚大な被害が発生していた広島県と岡山県へ他ブロックから救護班を派遣することとした。

広島県は第3ブロックと第6ブロックから救護班の支援を受けた。

第3ブロックの救護班は、呉市の「天応まちづくりセンター」と「安浦まちづくりセンター」の避難所において7月13日から8月3日までの間、13班延べ352名の救護員が580人を診察した。

また、第6ブロックの救護班は、三原市の「本郷生涯学習センター」と安芸郡坂町に開設された「サンスターホール」の避難所で7月10日から7月22日の間、4班延べ148名の救護員が283人を診察した。



呉市を担当した第3ブロック救護班の引継ぎ

【救護班など派遣実績】

			7月																													8月		
市町名	派遣場所	担当ブロック	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月	31火	1水	2木	3金			
安芸郡坂町	小屋浦小学校	第5ブロック	広島1 (DM AT)	広島2 (DM AT)	広島(広島)		島根(益田)			広島(庄原)																								
	サンスターホール (7/22活動終了)	第6ブロック																																
呉市	天応まちづくりセンター	第3ブロック																																
	安浦まちづくりセンター																																	
	連絡調整員																																	
三原市	本郷生涯学習センター	第6ブロック(7/10活動終了)																																
	木原町(福地集会所)	第5ブロック																																
要員	派遣場所	担当ブロック	6金 <th>7土</th> <th>8日</th> <th>9月</th> <th>10火</th> <th>11水</th> <th>12木</th> <th>13金</th> <th>14土</th> <th>15日</th> <th>16月</th> <th>17火</th> <th>18水</th> <th>19木</th> <th>20金</th> <th>21土</th> <th>22日</th> <th>23月</th> <th>24火</th> <th>25水</th> <th>26木</th> <th>27金</th> <th>28土</th> <th>29日</th> <th>30月</th> <th>31火</th> <th>1水</th> <th>2木</th> <th>3金</th>	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月	31火	1水	2木	3金			
日赤災害医療CoT	災害対策本部 広島県		広島県支部																															
			高知県支部									本社									香川県支部													
	呉市		愛知県支部									埼玉県支部									愛知県支部													
			愛知県支部									群馬県支部																						
支援要員	支部	本社	合計7名																															
		第6ブロック	福岡県支部									福岡県支部									福岡県支部													
		第5ブロック	熊本県支部									福岡県支部									福岡県支部													

注1 7月29日(日)については、台風第12号の接近により、活動を中止した。

2 支援要員のうち、広島県内施設からの派遣については、記載していない。

第3ブロック代表支部として



愛知県支部
救護・事業推進課長

加藤 信子

1. はじめに

平成30年1月に改正された日本赤十字社救護規則においては、いわゆる「ブロック代表支部」の位置づけが明記されたところである。我々第3ブロックにおいては、愛知県支部がその代表支部として定められたところであるが、過去の災害においても通例として実施されてきたため、今回本社から広島県支部の支援に関する指示があった際も、第3ブロック各県支部に支援を要請しブロック調整を実施することができた。

2. 本社から支援の指示

本社から広島県呉市への第3ブロックの支援の依頼連絡が入ったのは平成30年7月11日の夜のことであった。呉市は、市外へつながるJRや国道など主要道路が土砂や流木でふさがれ、人や物の往来が寸断されている状態であり、医療などの支援が十分に入っていなかった。

当初本社とやりとりした内容は、呉市に日赤が支援に入るということ、その医療救護班を第3ブロックでつなぐこと、救護班は2班、明後日13日から活動開始ということだった。翌日、本社からの連絡により第3ブロックは呉市内の天応地区と安浦地区のまちづくりセンターで救護所を開設し、医療救護を実施することに決まった。

3. 救護員の負担軽減

第1班で出発した愛知県支部の救護班は、広島県支部まで、通常6～7時間かかるルートを、災害による通行止め、迂回や渋滞などにより10時間かけて広島県入り。広島県支部に到着報告したのは7月12日22時を過ぎていた。宿泊場所については、広島ロジスティクス・センターの紹介も

受けていたが、ホテルを選択した。

また、ラインをつなぐ第3ブロック各県支部の救護班の負担軽減を考慮して、愛知県支部の2班が持参した医療セット(薬品を除く)と救急車を現地に留め置くこととした。これにより、次班からは、自己装備と薬品のみを持参し新幹線で現地入りすることが可能になった。

4. ブロックでライン形成

2カ所の救護所を最初から最後まで第3ブロックでライン形成できたことは、いくつかメリットがあった。前述した医療資機材を共同利用したこともそうであるが、事前情報の取得、活動内容の共有などもブロック内で完結することができた。日ごろから救護担当者の顔の見える関係や毎年のブロック合同訓練の実施など、連携体制が十分であったことから、密に連絡が取りやすい環境であった。呉市で活動した第3ブロック「こころのケア」実働班についても同様のことが言える。

期間中、呉市の救護活動の連絡調整のため、第3ブロック現地指揮所を設け、愛知県支部職員を派遣し続けた。これにより、現地の状況に応じた支援を切れ目なく継続することができ、日赤災害医療コーディネートチームと連携し、最終的には呉市災害医療体制検討会議を経て地元医師会に円滑に引き継ぐことができた。

5. 今後の課題とまとめ

医療セットを持参せず、他の支部のものを使うことに戸惑った救護班もあったかもしれない。医療材料など、何を追加で持参すればよいかなど事前情報を統一的に示すことができなかったため、そこは今後の課題である。

支援側のブロック代表支部としての調整業務はごく限られた範囲のことであるが、各県支部はもとより病院や職員一人ひとりの災害救護に対する意識が高く、積極的な支援体制を築くことができた。

この場をお借りして広島県支部、本社および第3ブロックの関係者の皆様に感謝申し上げます。

第6ブロック代表支部連絡調整員としての活動



福岡県支部
救護・福祉係長

大木 隆一郎

【派遣期間】
7月9日～7月14日
7月30日～8月2日

平成30年7月豪雨災害におきまして被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地となった広島県支部その他関係者の方々におかれましては、自身が被災されているにも関わらず、昼夜を問わず対応していただきましたことに感謝するとともに敬意を表します。

この度の災害において、私は第6ブロックの代表支部連絡調整員として7月9日(月)～14日(土)の6日間、広島県支部災害対策本部支援要員として7月30日(月)～8月2日(木)の4日間の計10日間、活動させていただきました。

業務内容としては、第6ブロック代表支部としての救護班派遣調整および支部災害対策本部支援要員並びに日赤災害医療CoTなどの派遣にかかる情報収集、支部災害対策本部での決定事項を福岡県支部へ逐次報告し、情報共有、救護班活動に伴う生活環境(宿泊所)の調整、救護班へのブリーフィングをはじめとした受入対応を行いました。

具体的な内容について時系列的に述べると、広島県支部へ到着報告の後、第6ブロックは三原市にて救護所を設置する旨の指示を受け、現地の医療ニーズ、高速道路をはじめとした救護所までの交通機関などの情報収集、宿泊所の調整、第6ブロックから派遣されてくる救護班の受け入れ体制を構築しました。

併せて、第6ブロックから派遣されてくる救護班に対し、広島県支部の災害対応内容および救護所活動にかかるブリーフィングを行いました。

また、活動中の救護班からの情報を支部災害対策本部へ逐次報告して協議を図り、三原市救護所の閉所および次なる救護所の開設へと展開したところです。

三原市救護所の閉所の後、安芸郡坂町から広島県支部に

対し、サンスターホールに救護所設置の要請があり、広島県支部の職員に随行して、坂町保険健康課とも協議し、救護所の設置場所および救援車両駐車場の確保並びに医療資機材の保管などについて調整しました。

調整にあたり、サンスターホール周辺のライフライン、道路状況などの情報収集はもちろん、避難所を巡回してアセスメントを行い、避難者数や要支援者情報などの調査を実施し、救護班が効果的に活動できるよう情報収集を実施したところです。

また、福岡県支部救護班からの詳細な情報を支部災害対策本部へ報告するとともに、第6ブロックにおける次班の派遣に備え、支部災害対策本部の情報を福岡県支部へ共有するなど連絡調整を継続して実施しました。

その他支援要員としては、クロノロジー、ToDoリストの作成、救護班名簿や救護日誌など、各種報告書の取りまとめ、保存すべき資料の管理手順書の作成などを行いながら、後に派遣される支部災害対策本部支援要員への引継書を作成しました。

活動を経て感じたことは、発災直後より隣接ブロックとして支援できたこと、また本社からの支援要員も発災直後から被災地に入ったことにより、全国的な支援が円滑に実施できたのではないかと感じます。また、広島県支部災害対策本部では、コーディネーターが災害対策本部に位置付けられ、医療的立場からサポートする体制が整備され、他県からの日赤災害医療CoTの活動が円滑に行われ、広島県災害対策本部会議にも参加するなど、日赤として行政との連携が図られたと感じられました。



災害対策本部での業務を担う大木係長

管内施設における状況

中四国ブロック血液センターにおける災害対応

○ブロック血液センターの役割

血液事業は、全国を7ブロックに区分した広域的な事業運営体制を行っている。

輸血用血液が不足した場合は、全国の過不足を調整している関東甲信越ブロック血液センターが、各地の医療機関に安定供給ができるようにブロック間の需給調整を行う。

中四国ブロック血液センターは広島県に所在し、中四国地方の9県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)で献血された血液の検査、血液製剤の製造を行い、各県血液センターにバランス良く配分する役割を担っている。

■被害状況

7月7日、中四国管内施設の被害状況把握のため、中四国ブロック血液センターから、中四国9県の各血液センターに被害状況を確認した結果、一部の施設に多少の雨漏りはあったが採血機器などへの影響は無く、各血液センターおよび献血ルームは通常通り開所していた。

人的被害については、中四国ブロック血液センター勤務の職員2名が帰宅困難(健康被害無し)となったが、翌8日に1名は無事帰宅でき、もう1名は自宅が浸水被害のため避難所に避難した。広島県赤十字血液センターにおいては、職員6名の自宅などが被害に遭い、うち1名(健康被害無し)が避難所へ避難した。

■対応状況

◆7月6日(金)

山陽自動車道が通行止めとなり、岡山・四国方面からの献血血液の輸送が大幅に遅延するとの報告有り。これに対処し献血血液を受け入れるため、中四国ブロック血液センター製剤課職員3名が夜を徹して待機した。

◆7月7日(土)

金曜日採血分の献血血液のうち、岡山県赤十字血液センターからの輸送便(3便)と香川県赤十字血液センターからの輸送便(1便)の献血血液は、通常ルートである山陽自動車道が搬送中に通行止めとなり、最も時間を要したものは、採血から29時間後の到着になった。(400mL献血44本、血しょう成分献血23本、血小板成分献血37本、検査用検体104本)

いずれも献血血液・検査用検体の搬送規定時間を越えたため、輸血血液用の製品化の可否判定は輸送容器の庫内温

度の検証の結果をもって判断することを臨時安全委員会に諮り決定した。

一方、幹線道路の復旧が見込めない呉市に所在する医療機関への輸血用血液の供給は、海路(フェリー)^(*)を使用し対応した。

また、(17日の一般道開通時まで)関東甲信越ブロックから輸血用血小板製剤計22本の応援が得られることになった。但し、AB型は関東甲信越ブロック血液センターの在庫が厳しいため除かれた。



山陽道(東広島市高屋IC・JCT付近)の被害状況
(写真提供:国土交通省 中国地方整備局)

◆7月8日(日)

岡山、山口、香川、愛媛の各血液センターに輸血用血小板製剤の搬送が必要であったが、山陽自動車道、広島空港周辺の道路が土砂崩れなどにより通行止めであった。

陸路では到着時間の見込みがつかないため、岡山へは新幹線(11時35分広島発)で22本を輸送し、その他は関東甲信越ブロック血液センターに応援を求め、各地の空港(山口宇部空港、香川高松空港、愛媛松山空港)に直接空路で受け入れた。(A型50本、O型25本、B型20本、AB型25本)

◆7月9日(月)

午前9時から臨時血液安全委員会^(*)2)を開催

今回遅延の献血血液について、輸送温度の24℃を設定温度として、輸送容器の庫内温度の検証を行った結果、判定基準の温度内であることが確認できた。この結果を受け、輸血用赤血球製剤4本と輸血用血小板製剤28本を製品として出荷することが承認された。

なお、製品化された輸血用血小板製剤28本は有効期限が残り1日となっていたが、9本は広島県赤十字血液センターから県内の医療機関に供給した。残り19本は期限切れとなったが、血しょうから作られる「薬」の原料として転用利用した。

第1回大雨対応に係る関係部署との調整会議^(*)3)開催

今後の中四国9県の各血液センターの献血液体制について、明日10日(火)までは現状の体制を継続する。

具体的には、献血ルームなどの固定施設、広島2施設、山口1施設、鳥取1施設、島根1施設、愛媛1施設を稼働し、岡山2施設、香川1施設、徳島1施設、高知1施設は閉所とする。

移動献血については、広島、山口、鳥取、島根、愛媛を稼働し、岡山、香川、徳島、高知は可能な限り中止する。

◆7月10日(火)

第2回大雨対応に係る関係部署との調整会議開催

11日以降の固定施設による献血と移動献血について、道路状況が改善された岡山・香川・徳島の固定施設および移動献血を再開することとした。広島の福山献血ルーム「ばら」については、木・金が定休日のため13日(金)まで閉所し14日(土)から開所する。

懸案であった高知県赤十字血液センターの献血血液の搬送ルートについては、主要高速道路(高知道)の復旧に目処が立っていなかったが、中四国ブロック血液センターと高知県赤十字血液センターおよび配送委託業者(赤帽運送)の三者で協議した結果、製品化限度時間(採血後24時間以内に分離)までに中四国ブロック血液センターへの到着の見込みが付いたので固定施設による献血と移動献血を実施することとした。

高知県赤十字血液センターを午前に出発する献血血液の輸送便は、松山港発の高速船スーパージェットに変更する。また、山陽道閉鎖区間(広島東IC~河内IC)について、献血血液の搬送が特別措置の適応を受けたため、同区間の

通行を明日から再開する。

◆7月11日(水)

第3回大雨対応に係る関係部署との調整会議開催

高知県赤十字血液センターの献血再開に伴う搬送便の調整について検討。同センターを午前に出発する献血血液の輸送便については、松山港発の高速船スーパージェットを16日(月)まで利用する。それ以降については改めて検討する。

また、その他の搬送便の到着の遅延に対応するため、献血血液を受け取る中四国ブロック血液センター検収室の人員確保や勤務時間の時間延長について配慮する。



搬送ルートを模索する需給管理課職員

◆7月12日(木)

第4回大雨対応に係る関係部署との調整会議開催

高知県赤十字血液センターの午前の献血血液輸送便について、昨日の到着が予想以上に早かったことから、予定通り16日までは高速船の利用を継続する。

17日以降については、高知道の通行止めの解除(13日)の情報もあるが、片側対面通行が可能なため、香川県赤十字血液センターおよび徳島県赤十字血液センターの献血血液輸送便を含む、全ての献血血液輸送ルートを通常のルートに戻す。

また、明日13日の臨時の安定供給促進会議では、中四国ブロック血液センターの在庫は回復傾向にあるものの、継続して需給調整を依頼する。

なお、明日も引き続き調整会議を開催する。

◆7月13日(金)

第5回大雨対応に係る関係部署との調整会議開催

山陽道・松江道について、30分前後の輸送時間の遅延は継続する見込み。高知県赤十字血液センターの松山港発高速船スーパージェット便は、高知道開通に伴い中四国ブロック血液センターへの到着時間が早まることが見込まれる。

本日は関東甲信越ブロック血液センターから輸血用赤血球製剤400mLをA型100本、O型100本、B型70本、AB型80本、合計350本を受け入れた。

また、明日はO型の輸血用赤血球製剤100本を1日前倒して製品化し在庫を増加させる。

本日開催の血液事業本部および全国ブロックとの臨時安定供給促進会議で、緊急支援として7月17日(火)から7月30日(月)の平日に輸血用赤血球製剤400mLをA型40本、O型30本、B型20本、AB型10本、合計100本を全国需給調整で受入することとなった。

関東甲信越ブロック血液センターから空輸便で香川・岡山・山口の各空港に送る予定。なお、輸血用血小板製剤については、中四国ブロック内で確保できる見込みであるが、不足する場合は、通常時の需給調整で対応する。

本日から17日まで、かねてより要請していた需給管理

課要員が、九州ブロック血液センターから得られることになった。(血液事業本部派遣扱い1名)

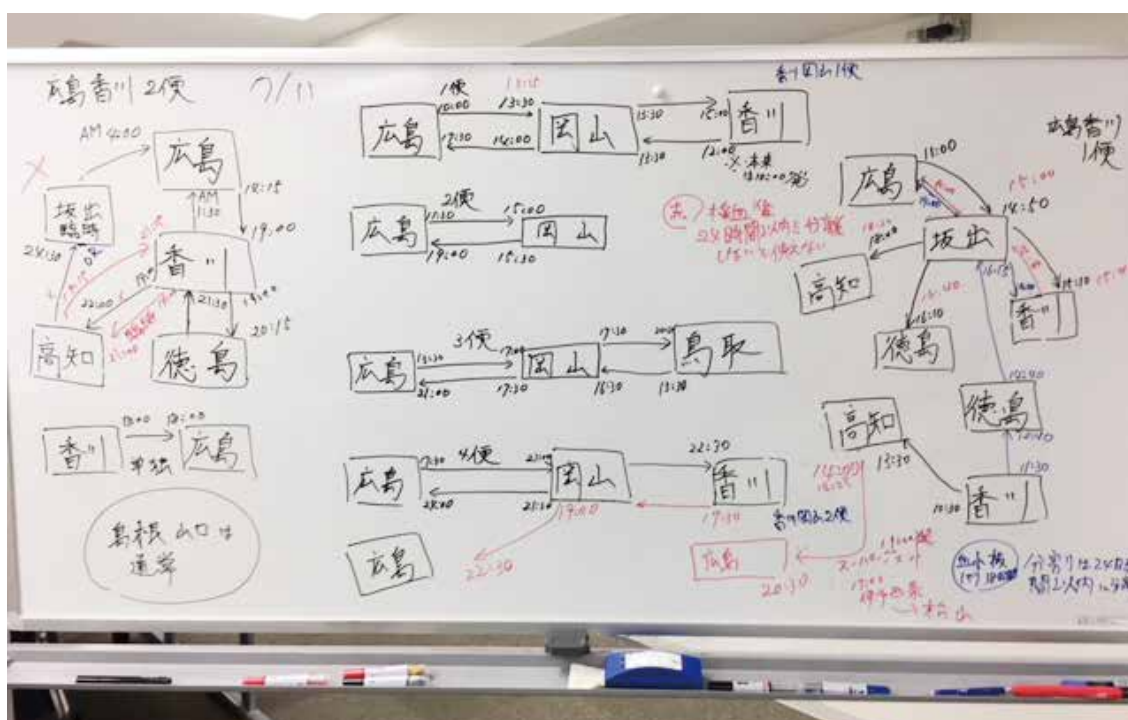
◆7月14日(土)

通行止めであった山陽自動車道の広島・河内間が午前6時から全面開通し、全ての車両が通常通り通行可能となった。

◆7月17日(火)

高速道路の全線開通により、血液の輸送便を通常ルートに戻した。

- *1 輸血用血液製剤・献血血液・検査用検体・車両などの船舶での輸送において、迅速に対応できる瀬戸内海汽船株式会社並びに石崎汽船株式会社と契約を締結している。
- *2 医薬品製造業および医薬品販売業に係る諸関係法令への対応、献血者の安全性確保および血液製剤の品質向上に必要な事項について、調査審議、決議および承認を行う。
- *3 所長・総務部長・事業部長・品質部長・製剤部長・総務副部長・事業副部長2名・総務企画課長・総務部参事・用度課長・献血推進課長・需給管理課長・検査課長・製剤課長・品質保証課長を構成員とする。



日々刻々と変化する道路事情

■西日本豪雨災害対応を通して明らかとなった問題点・課題(総務部総務企画課)

- ▶ 7月5日(木)から発生した大雨による災害に伴い、岡山・広島・愛媛を中心に大きな被害がでた。同災害によって、高速道路、国道、一般道の寸断などが発生し、業務に大きく影響が出た。需給管理部門・製剤部門を中心に時間外勤務で業務処理をするなど緊急的な対応が継続したところであるが、職員の健康状況なども含め、業務を安定的に行うことに最善を尽くす必要がある。
- ▶ 今回、発災直後の課題としては、職員の安否確認にまず手間取ったことがある。安否確認システム(ALSOK)の登録に関しては、今後、100%完了するよう全職員に周知をする必要がある。業務上においては、搬送体制・人員配置など、危機管理を踏まえた再検討が必要と思われる。
- ▶ 搬送体制においては、効率化を求めて非常に良い体制が構築出来ているが、このような事態となった場合に、これまでは、しまなみ海道などの通行が可能であれば、ある程度までの搬送が可能だと見込まれていた。しかしながら、今回の広範囲にわたる大雨という災害により、各高速道路、一般道が通行止めとなり、大きな影響が出た。臨時の松山港からの高速艇スーパージェットによる搬送により、四国地域との搬送を維持できた側面などを勘案し、今後の災害時などの海上交通輸送も含め搬送体制を考慮していく必要があると思料される。
- ▶ 自ブロックで対応が難しい場合における検査・製造体制、供給体制にかかる近隣ブロックを含めた他ブロックでの相互応援体制の構築が必要と思料される。(例:徳島→近畿ブロックでの検査・調製、山口→九州ブロック)
- ▶ 高速道路では一般車両に対して交通の規制が設けられており、当初、献血血液を搬送している業者の車両も一般車両扱いであった。そのため、日本赤十字社の委託を受けている証明として搬送業者への赤十字マークの迅速な使用許諾などの必要性が課題である。
- ▶ 主要な高速道、国道が通行止めとなる中、一般道も通行できるかどうか不明であり、通行できたとしてもいつ土砂崩れが起きるかわからない状況であり道路輸送は混乱を極めているため、輸送路の確保ができず到着時間も全く読めない。孤立した医療機関へのピンスポットで輸血用血液の供給搬送をどう確保していくか想定しておく必要があり、このような状況下ではドローンなどでの空輸が有効であることから今後は想定しておく必要がある。また医療機関とも緊密に連携し、今回のように船着き場まで輸血用血液製剤を取りに来てもらうことも必要である。
- ▶ 全国的な輸血用血液製剤需給調整において、もっと緊密に連携をとっていく必要がある。今回のように広島から輸血用血液製剤を搬送することが非常に時間を要する地域センター^(*4)には、飛行機を使用しての当該主要空港まで他ブロックから空輸してもらった。このことから輸送可能な近隣他ブロックの地域センターから直接当ブロック内の地域センターに輸血用血液製剤を送り込んでもらうことも必要である。
- ▶ 人人体制も慢性的な人員不足などがこのような災害時に大きな影響がでることも考慮して、今後の対応を考えていく必要があると思料される。

(出典:中四国ブロック血液センター編「西日本豪雨災害、その時血液事業は」)

*4 平成24年4月に実施された広域運営体制により、中四国ブロック血液センターが設置されたことに伴い、従来の都道府県名を冠する血液センターの総称を「地域センター」と称する。

日本赤十字広島看護大学における災害対応

平成30年7月豪雨により、7日から日本赤十字広島看護大学で開催予定であった第19回日本赤十字看護学会学術集会を急きょ中止し、被災状況の把握と学生への対応を行った。

■被害状況

今回の災害において、大学施設に被害はなく、教職員および学生、学生の家族にも人的被害はなかった。しかし、学生の親族が1人亡くなられたほか、学生の住居の一部損壊や床上浸水が5件あった。

■学生への対応

7月6日、土砂災害警戒情報が発令されたことにより、4時限(14時40分～)の授業から7月9日までを休講とした。

JR山陽本線、呉線、芸備線を利用し通学していた学生は、全線運行停止に伴い、通学手段の確保に苦労した。

この運行停止となった7月10日から18日の間の公認欠席の届けを提出した学生は、20人であった。

この公認欠席となった学生20人に対しては、講義をビデオ録画し、ビデオオンデマンドシステムにより視聴できるようにして学修機会の確保を図り、さらに学内の和室を宿泊施設として提供した。

また、実習施設への通学が困難な4人の学生に対して、本学の学生専用マンションの一時利用を管理者である広島県住宅供給公社に依頼すること、ホテル利用に係る宿泊代の補助を支給することを決定した。

さらに、実習施設と交渉し、日程を変更し実習できるように調整した。

自宅に被害を受け、復旧などへの経済的負担が生じた学生に対しては、日本学生支援機構の奨学金制度や、日本赤十字学園の大規模災害被災学生奨学金制度による支援を行った。

平成31年(令和元年)度の受験生に対しては、入学検定料や入学金の免除措置を行い、1人から入学検定料免除の申請があった。

■災害に関連する名称の活動

(1) DMAT 隊員としての派遣

地域看護学講師が、発災直後の7月7日および8日、広島県DMAT調整本部にてDMAT隊員として、瀬野川病院や浅田病院などの被害状況の確認や県内医療機関における断水および食料不足状況などの調査に従事した。

(2) 日本災害看護学会の先遣隊員としての派遣

広域看護学教授が、日本災害看護学会の先遣隊として、広島市安芸区の避難所となっている小学校において、避難所周辺の被災状況や避難所運営状況の確認を行うとともに、被災者の健康状態の把握およびケアに係る対応策について行政機関との連携に取り組んだ。

(3) 看護学教員の派遣

7月13日に広島市ボランティアセンターが設置されたが、日本赤十字広島看護大学の看護学教員12名が、県内の大学と連携して、7月23日から8月31日までの間、その専門的知識を生かし、6地区(本部、安芸区役所、畑賀、中野、瀬野、矢野)において、学校業務として、被災者の健康管理や健康相談業務のほか、ボランティアの熱中症対策や外傷のケア活動に従事した。

(4) 事務局職員の派遣

7月9日から11日まで救護班要員として安芸郡坂町小屋浦地区の救護所における行政機関との連絡調整のため1名を派遣し、7月21日に支部における義援金受付などの事務に従事するため1名を派遣した。

(5) 学生のボランティア活動

夏休み期間中、学務ポータルにより、ボランティアの募集情報を配信し、学生有志がボランティア活動に参加した。

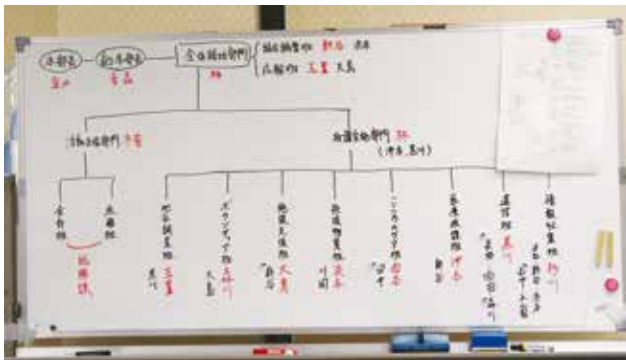
支部災害対策本部での活動



日々行われた支部災害対策本部会議



被災地自治体、本社からの救護関係資料を日赤災害医療コーディネーターに提供



支部災害対策本部等標準体制要綱に基づく組織図



支部災害対策本部を支援する赤十字ボランティア



被災地の医療機関からドクターヘリにより患者を受け入れる広島赤十字・原爆病院



「こころのケア」班によるリラクゼーションタイム



救護班への配布資料



支部災害対策本部閉鎖に伴いあいさつする事務局長